

都市生協

一職員は全職員のために 全職員は一職員のために

vol. 133 2023年7月



編集/発行

生活協同組合 全国都市職員災害共済会

〒102-8610 東京都千代田区平河町2-4-2

全国都市会館内 電話 03(3262)0869

FAX 03(3262)2795

URL <http://www.toshiseikyo.or.jp>

令和5年度通常総代会を開催



令和5年度通常総代会を、6月21日に東京都千代田区平河町の全国都市会館において開催し、令和4年度事業報告、決算、令和5年度事業計画、予算及び役員補充等の提出議案のすべてが原案のとおり承認、可決されました。

目次

令和5年度 通常総代会を開催	1
通常総代会あいさつ	
全国都市職員災害共済会会長(阿久根市長) 西平良将	2
厚生労働省 消費生活協同組合業務室 室長 井上 宏	3
共済コラム	
「生命保険事業の歴史展開と感染症との関連について」	4
地震災害見舞金の支給基準の改正について	6
令和4年度 利用分量割戻しについて	6
退職者組合員制度について	6
承継組合員制度について	6
ホームページをご活用ください	6
自転車事故等における	
「個人賠償責任保険・傷害補償保険制度」について	7
常務理事の交代について	7
令和4年度 事業実績	8
令和4年度 貸借対照表	9
令和4年度 損益計算書	9
令和4年度 剰余金処分	9
令和5年度 収支予算	9
令和5年度 共済事業計画	10
令和4年度 新規取扱市について	10
本会からのお願い	10
本会の共済事業	11
健康コラム	12

《通常総代会》

I 日時及び場所

- 1 日時 令和5年6月21日(水)午後3時
- 2 場所 全国都市会館

II 総代総数及び出席総代数

- 1 総代総数 881人
- 2 出席総代数 710人
(書面による出席を含む。)

III 議事の概要

- 1 西平 良将 会長(阿久根市長)及び井上 宏 厚生労働省社会・援護局地域福祉課消費生活協同組合業務室室長のあいさつの後、議事に入りました。
- 2 議長及び議事録署名人の選任
議長に全国市議会議長会支部総代の日黒宏康氏が選任され、議長は、議事録署名人に全国市長会支部の庭野貴大氏並びに全国都市職員災害共済会支部の福岡伸夫氏を指名しました。

3 議案の審議

各提出議案は、審議の結果いずれも原案のとおり承認又は可決されました。

〈提出議案〉

- 第1号議案 令和4年度事業報告書
- 第2号議案 令和4年度貸借対照表・損益計算書
- 第3号議案 令和4年度剰余金処分（案）
- 第4号議案 令和5年度共済事業計画（案）
- 第5号議案 令和5年度収支予算（案）
- 第6号議案 「生活協同組合全国都市職員災害共済会定款」の一部改正（案）
- 第7号議案 役員の補充

〈全国都市職員災害共済会役員〉

会長 (代表理事)	阿久根市長	西平良将
副会長	恵庭市長	原田裕
同	立川市長	清水庄平
同	宿毛市長	中平富宏
常務理事 (代表理事)	全国都市職員災害共済会 事務局 局長	村上賢治
理事	北海道市長会事務局長	出井浩義
同	福島市長	木幡浩
同	青森市長会事務局長	小鹿継仁
同	金沢市長	村山卓
同	石川市長会事務局長	桶田光一
同	埼玉県市長会事務局長	杉野勝也
同	豊田市長	太田稔彦
同	前愛知県市長会事務局長	相津晴洋
同	御所市長	東川裕
同	奈良市長会事務局長	塩見浩之
同	尾道市長	平谷祐宏
同	広島市長会事務局長	金光義雅
同	徳島市長会事務局長	児島正実
同	鹿児島市長会事務局長	田中隆義
監事	南足柄市長	加藤修平
同	碧南市長	瀬田政信



令和5年度通常総代会 会長あいさつ

全国都市職員災害共済会
会長（阿久根市長） **西平良将**

令和5年度の通常総代会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

皆様方におかれましては、大変お忙しい中、総代会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

私は、本年4月27日付をもちまして本会会長に就任しました阿久根市長の西平良将でございます。会長の職務に全力を尽くす所存でありますので、会員都市をはじめ、組合員各位のご協力をお願い申し上げます。

また、全国の地方自治体並びに組合員の皆様方には、日頃より本会の共済事業に格別のご理解とご協力を賜っておりますことに、深く感謝申し上げます。

本日の総代会には、公務ご多忙の中、厚生労働省 地域福祉課の井上消費生活協同組合 業務室長様に、ご臨席を賜っております。

井上様には、後ほど、ご挨拶を賜りたいと存じます。

さて、長引く新型コロナウイルスの感染拡大も、今年で4年目を迎え、5月の連休明けから「5類」に移行しており、これからの社会は、ウィズコロナあるいはアフターコロナの中でいかに対応していくのかということになりますが、収束までにはなお日時を要するような状況が続いております。

この様なコロナ禍の中におきまして、国内では、前線や台風等によります局地的な豪雨や日本海側を中心とした大雪被害が発生するなど、全国各地において自然災害が数多く発生しております。

新型コロナにより影響を受けられた皆様、また、自然災害により被災されました都市並びに都市職員の皆様に対し、心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

本日の総代会におきましてご審議いただく議案は、お手元に配布しております「令和5年度 通常総代

会議案」のとおりであります。事業の実施状況等につきまして、少しご説明いたします。

本会共済事業の契約者数は、自動車共済事業及び風水害特約共済事業においては、制度内容の浸透や、近年、多発しております自然災害等を背景に、引き続き増加傾向にあります。

一方、火災共済事業におきましては、現職組合員の退職退等によりまして、減少傾向にあります。

また、昨年度の共済金の支払いにつきましては、火災共済では、これまでのような大型台風等による大規模な暴風雨被害が少なかったこと、また、自動車共済では、高額な支払い案件が若干ありましたが、両共済事業とも、例年並みの支払状況となるなど、事業全体では、事業運営の健全性が確保されたところであり、関係各位のご尽力とご協力に、心から感謝申し上げます次第であります。

本会の共済事業につきましては、これまでも、組合

員各位の相互扶助により発展を遂げて参りましたが、令和元年7月から「承継組合員制度」を、また、令和3年4月からは、自転車事故等に対応した「個人賠償責任保険・傷害補償保険」を、また、昨年4月からは、近年、全国各地で発生しております大規模地震に対応して「地震災害見舞金の支給基準」の見直しを行うなど、組合員サービスの向上に努めてきております。

今後とも、役職員が一丸となって健全経営を図りつつ、組合員の加入促進と制度内容の充実に、より一層努力してまいりますので、皆様方のご理解、ご協力を、切にお願い申し上げます。

最後に、本日の会議が有意義に、かつ、円滑に進みますようお願い申し上げますとともに、全国各市の益々のご発展と、都市職員の皆様方のご健勝を祈念いたしまして、開会のご挨拶といたします。

令和5年度通常総代会 厚生労働省あいさつ

厚生労働省 社会・援護局地域福祉課
消費生活協同組合業務室 室長

井上 宏

厚生労働省社会・援護局地域福祉課消費生活協同組合業務室長の井上でございます。

本日ここに、生活協同組合全国都市職員災害共済会の令和5年度通常総代会が盛大に開催されますことを心よりお祝い申し上げます。

総代会の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、本年5月に、感染症法上の5類感染症へ位置づけが変更され、感染症対策が大きな転換点を迎えました。

これまで、貴組合におかれましては、感染拡大防止に配慮しつつ、各種共済事業の継続にご尽力いただき、改めて感謝申し上げます。

貴組合は、全国の都市職員の生活の文化的経済的改善向上を図ることを目的として、昭和33年に設立されて以来、65年という長きにわたり各種共済事業の実施を通じ多くの組合員の生活を支えてこられました。

本日ご臨席の皆様方をはじめ、役職員及び多くの関係者の方々のご尽力に心から敬意を表します。

近年、我が国では、少子高齢化や人口減少、地域社会の支え合い基盤の脆弱化といった社会構造の変化により、人々が抱える生活課題が複雑化、複合化してきております。

厚生労働省では、地域住民や多様な主体が支え合い、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めております。

生協は、地域を支える重要な担い手であり、長年にわたる各種事業や活動は、地域共生社会の実現を図る取組の先駆けとも言え、また、組合員による相互扶助の精神は、地域共生社会の理念に通じるものがあると考えております。

貴組合におかれましては、引き続き共済事業の健全な運営にご尽力頂くとともに、地域共生社会づくりにご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、貴組合の更なるご発展と、本日ご臨席の皆様方の益々のご健勝とご活躍を祈念いたしまして、私からの挨拶とさせていただきます。

「生命保険事業の歴史展開と感染症との関連について」

社会福祉士 村川 真一

はじめに

2018年から執筆をさせていただいております社会福祉士の村川真一と申します。

長引いております新型コロナウイルスも、5月8日からは感染症の位置づけも第2類相当から第5類感染症に変わり、新しい感染症との付き合い方も新たなステージに入るといったところでしょうか。

今年は、生命保険事業の歴史的展開と100年ほど前に流行したスペイン風邪との関連について取り上げ、歴史を振り返りながらお話をさせていただきます。

1 生命保険事業について

日本における生命保険事業は、1881年に創業した有限明治生命保険会社（現明治安田生命保険相互会社）に始まります。1899年制定の新商法により保険契約の基本事項が定められ、1900年に保険事業の監督法である保険業法が制定されました。この新商法と保険業法により、生命保険契約における保険者と保険契約者（消費者）との関係、社会制度としての生命保険事業の在り方が規定されました。また、ここでは、生命保険の保険給付は金銭支払いが原則で、現物給付（金銭以外の給付）は例外的であると条件が規定されました。

1888年には、帝国生命保険会社（現朝日生命保険相互会社）、1889年には、有限責任日本生命保険会社（現日本生命保険相互会社）が開業し、生命保険会社による市場競争が始まりました。その後、これらの生命保険会社の事業の成功が資本家達に安心感を与え、多くの生命保険会社が創業し始め、1893年には、4社しかなかった生命保険会社が1900年には43社まで増加しました。

生命保険の種類では、1881年から89年にかけては、終身保険が最も普通の保険としてほとんど

全てを占めていましたが1918年頃には、養老保険（保険の満期を迎えたときに受け取る保険金で「老後を養う」といった仕組みから「養老保険」と呼ばれ、「残された家族のための経済的備え」、「老後のための貯蓄」としての生死混合保険の目的があります）の占める割合が優勢になりました。

生命保険の創設当時の加入状況を見てみると、中級以上の階層の人々（資本家、地主、商工業者、官公吏（現在の国家公務員）、軍人など）に限られ、当時の労働者等は民間生命保険加入の圏外でありました。1900年に制定された保険業法により、政府の監督が強化され、不良生命保険会社の合併や整理が進められ、その後の改正により個人保険市場に一定の秩序がもたらされました。このような国民の信頼醸成に向けた生命保険各社の経営努力や政府の監督強化の積み重ねの背景には、生命保険事業は消費者である国民一人ひとりからの保険掛金で成り立っており、保険金、解約払戻金の給付が契約のとおり履行されるのかといったことが最大の関心事でありました。

保険業法の実施とともに、政府の監督下で保険会社の検査が厳重に行われ、多数の会社が新契約の停止や整理の命令を受けました。また、1900年に起こった金融恐慌により、不良生命保険会社の整理が急速に進展し、昭和初期まで営業を続けていた生命保険会社は14社でした。

近代日本の生命保険会社は、日清戦争、日露戦争、スペイン風邪、関東大震災、昭和恐慌などの際にも、契約者に対して着実に保険金等を支払い続けることができたため、国民からの信頼を勝ち得て成長しました。新契約増加率は、スペイン風邪が流行した1918年度は約36%、翌1919年度は約34%の増で、関東大震災の翌年の1924年度の件数は約28%、翌1925年度の件数は約20%の増であり、これらの災禍は生命保険普及にむしろ好材料であったと示唆されています。

2 スペイン風邪と生命保険事業

スペイン風邪は、1918年から1920年にかけて世界的に大流行したインフルエンザ（H1N1）の通称です。初期にスペインから感染症の拡大がもたらされたためスペイン風邪と呼ばれ、アメリカ疾病予防管理センター（CDC）では、最上位のカテゴリー5に分類されることとなりました。

このスペイン風邪に全世界で約5億人（当時の世界人口18～19億人の約27%）が感染したとされ、死亡者数は5,000万人から1億人以上いたと推定され、人類史上最も死者を出したパンデミックの一つであります。

因みに、新型コロナウイルスの全世界の感染者数は約3億2,361万人、亡くなられた方は約552万人（2022年WHO報告）となっております。また、スペイン風邪による日本の発病者は2,380万人、死亡者は39万人でした。

上述しましたが、災禍など社会が緊張する環境においては、生命保険への需要が高まるようです。保険学の研究者の分析によると、自らの死を身近に感じるような緊張感のある社会環境下（スペイン風邪、関東大震災、戦争等）にあり、さらに生命保険の契約の履行に対する国民の信頼が厚い場合には、国民の死亡リスクに対する意識が高まることとともに、個人の生命保険への需要は増大することが示されています。日本においては、どの生命保険会社も、スペイン風邪による死亡保険金支払いリスクを、相当程度に分散できていたため、スペイン風邪による死亡保険金の支払いによって破綻した生命保険会社は見られなかったようです。その後、日本の生命保険会社は、このスペイン風

邪の経験から、伝染病・感染症のリスクを十分に分散することが可能であると認識して事業を展開することになります。

3 おわりに

日本の社会保障制度は、自助、共助、公助の組み合わせにより形作られています。国民の生活は自らが働いて自らの生活を支え、自らの健康は自ら維持するという「自助」を基本としながら、高齢や疾病・介護を始めとする生活上のリスクに対しては、社会連帯の精神に基づき、共同してリスクに備える仕組みである「共助」が自助を支え、自助や共助では対応できない困窮などの状況については、受給要件を定めた上で必要な生活保障を行う公的扶助や社会福祉などの「公助」が補完する仕組みとされています。（社会保障制度国民会議報告書2013年）

生命保険は、この中の「自助」にあたり、生命保険文化センターが実施した調査によると、生命保険に加入した目的は、「医療費や入院費のため」が59%、「万一の時の家族の生活保障のため」が52.4%、「万一の時の葬儀代のため」が12.4%となっています。今後も国民が必要とする「自助」の選択の一つとして、生命保険事業の発展に期待していきたいです。

〔参考・引用資料〕

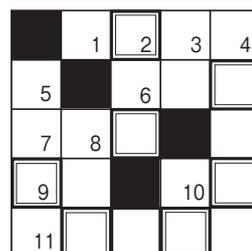
- ・ニューズウィーク日本版2022年 p.45.
- ・米山高生「戦前における生命保険再保険の導入の経緯－現代の再保険市場の理解の糸口」東京経済大学会誌2019年
- ・福地幸文「近代個人保険需要の実証研究」保険学雑誌2016年
- ・宇佐見憲治「生命保険業100年史論」有斐閣1984年
- ・公益財団法人生命保険文化センターホームページ「2021（令和3）年度 生命保険に関する全国実態調査（速報版）」

〈ひと休み〉

〈クロスワードパズル〉

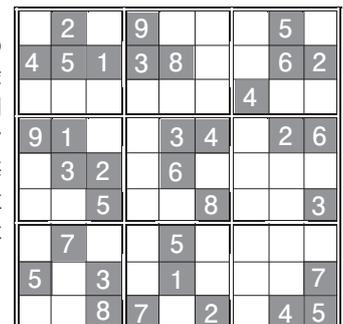
- (たてのかぎ)
- 浴室の壁や床に。
 - 相撲とりの頭に。
 - ピアニストやギタリスト。
 - 慣れない航海で…。
 - きりがいい〇〇〇ごっこ。
 - 映画「東京物語」
——監督は〇〇安二郎
- (よこのかぎ)
- 和食の Cock さん。
 - 重厚で何事にも動じない。
——〇〇〇ある態度。
 - 世界最長の〇〇〇川。
 - 信憑性のない〇〇話。
 - ライオンは百獣の〇〇。
 - 進み具合の目安に。

さて、「二重枠線のマス」を並べ替えてできる言葉は何でしょう。



〈ナンプレ〉

空欄に1～9の数字を記入します。ただし、縦列・横列・ブロック（3マス×3マス）毎に、重複した数字を入れることは出来ません。



※ (<https://www.nanpure-mondai.com/>) より掲載

地震災害見舞金の支給基準の改正について

近年、大規模な地震が頻発している状況に鑑み、組合員等の生活の安定と向上に資するため、令和4年4月から地震災害見舞金の支給基準を従前の支給基準の1.5～2倍に改正いたしました。(100万円限度)

地震災害見舞金 支給基準	
損害の割合	1口当たりの支給額
全 部	20,000円
1 / 2 以上	12,000円
1 / 3 以上	8,000円
1 / 3 未満	3,000円

令和4年度 利用分量割戻しについて

令和4年度の利用分量割戻しについては、世界的な金利上昇に伴い当会が保有する有価証券の評価額が著しく低下し、当期末処分剰余金を大きく超える含み損が生じております。

利用分量割戻金の算定に当たっては、厚生労働省の通達に基づき当期末処分剰余金からこのマイナスの金額を控除する取り扱いとなることから、今期は、割戻しの対象となる剰余金が発生しないため、各事業とも利用分量の割戻しはありません。

退職者組合員制度について

現職のときに加入されている火災共済、自動車共済につきましては、退職後も退職者組合員として引き続きご利用いただけます。また、現職時に火災共済に加入しておられた方が、退職後に新たに自動車共済に加入することや、反対に自動車共済に加入していて、新たに火災共済に加入することもできます。加入手続き等については、所属支部のご担当者へご確認ください。

承継組合員制度について

万一、組合員（現職組合員・退職者組合員）がお亡くなりになった場合に、その配偶者が承継組合員として、引き続き本会の共済事業をご利用頂けます。

【承継組合員の資格】 死亡された組合員の配偶者のみが対象です。

【申請方法】 組合員が死亡した翌日から、組合員が締結していた共済契約の期間満了日の3か月後までの間に「承継組合員加入承認申請書」によりお申し込みください。申請書は、本会ホームページからダウンロードできます。

※この制度は、組合員が死亡される前に手続きすることはできませんので、ご注意ください。

ホームページをご活用ください

本会ホームページには、共済事業の概要のほか「最新の情報」や「お知らせ」等を適宜掲載しております。また、共済金等の請求手続きに必要な各種請求書等の印刷もできますので、併せてご活用ください。

★ 「共済掛金シミュレーション」

⇒ 数カ所入力するだけで簡単に共済掛金等が試算できますので、加入をご検討中の方も、既にご加入されている方もぜひ一度ご試算ください。また、火災共済では、「おすすめプラン」や「自分で選ぶ（設定する）プラン」等もごぞいます。



ホームページアドレス <http://www.toshiseikyo.or.jp>

全国都市職員災害共済会

検索

スマートフォン等から二次元コードをスキャンして、当会の最新情報の確認や、掛金シミュレーションの試算が簡単にできます。

自転車事故等における「個人賠償責任保険・傷害補償保険制度」について

本制度は、東京海上日動火災保険株式会社が提供し、本会が契約者となって組合員の皆様にご利用いただく制度です。

【加入資格】火災共済もしくは自動車共済にご加入の組合員(現職組合員・退職者組合員)

【保険期間】申込日の翌月1日午前0時～令和6年4月1日午後4時まで(初年度)※次年度以降は原則自動更新

【締切日】毎月20日(※加入初年度は申込日によって補償開始月及び保険料が異なります。)

自転車事故等の備えは大丈夫ですか？

相手方への賠償
(個人賠償責任補償)



ご自身やご家族のケガ(傷害補償)



「個人賠償責任補償」と「傷害補償」はセットでのご契約になります。

+

NEW!! 追加で選択できます。

弁護士費用等(人格権侵害等)

・日常生活のトラブルによる法律相談や相手との交渉を弁護士に依頼した場合に対象となります。

保険料は年齢問わず年額 3,110円～ (弁護士費用セットプランは 4,790円～)

※ ご自身の世帯にあわせて選択できます。

【保険料・補償内容等】下記からアクセスしていただき「団体総合生活保険パンフレット」をご覧ください。

スマートフォン等からは ⇒



パソコンからは、下記URLにアクセスして下さい。

<http://www.toshiseikyo.or.jp/dantai/bycle2023.pdf>

【申込手続き】ご加入は、すべてインターネット経由のみでの手続きとなり、お支払いはクレジットカードのみの取扱いとなります。※書面による加入手続きは一切できませんのであらかじめご了承ください。

スマートフォン等からは ⇒



パソコンからは、下記URLにアクセスして下さい。

<http://ezoo.jp/ds5/A0097280000123042211>

【お問い合わせ】下記の取扱代理店、または、引受保険会社をお願いします。

《取扱代理店》

東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社
公務広域法人部(担当:藤巻・雨宮)
TEL03(3243)7025(9時～17時/土・日・祝日は除く)

《引受保険会社》

東京海上日動火災保険株式会社
担当課:広域法人部 法人第一課
TEL03(3515)4147(9時～17時/土・日・祝日は除く)

2023年5月作成 23TC-001175

常務理事の交代について

本年7月3日付をもちまして、鶴見 順 常務理事が退任し、後任に生活協同組合全国都市職員災害共済会事務局長の村上 賢治氏が本年7月4日付で就任いたしました。

前常務理事 鶴見 順

平成19年4月に就任以来16年間 皆様から格別のご指導ご厚情を賜り、お陰をもちまして、大過なく職務を全うできました。深く感謝申し上げます。

今後とも変わらぬご交誼を賜りますようお願い申し上げます。

常務理事兼事務局長 村上 賢治

このたび、生活協同組合全国都市職員災害共済会常務理事に就任いたしました。もとより微力ではございますが、本会共済事業の発展と都市職員の福祉の向上のため、専心努力を尽くす所存でございます。

何とぞ格別のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年度 事業実績

令和4年度の事業計画に基づき実施した事業の実績は次のとおりです。

火災共済事業

区 分		3 年 度	4 年 度	比較増△減	
基 本	契 約 者 数 (人)	135,340	132,296	△ 3,044	
	現 職 組 合 員	36,401	34,310	△ 2,091	
	退 職 者 組 合 員	98,939	97,986	△ 953	
	契 約 口 数 (口)	6,706,524	6,575,976	△ 130,548	
	建 物	4,482,098	4,409,428	△ 72,670	
	動 産	2,224,426	2,166,548	△ 57,878	
	共 済 掛 金	1,951,907 ^{千円}	1,915,810 ^{千円}	△ 36,096 ^{千円}	
分	火 災 共 済 金	299,969	338,613	38,644	
	風 水 雪 害 共 済 金	123,910	129,866	5,956	
	臨 時 費 用 等 共 済 金	71,995	81,937	9,942	
	災 害 死 亡 共 済 金	7,800	6,300	△ 1,500	
	災 害 等 見 舞 金	16,828	23,503	6,674	
	解 約 返 戻 金	2,496	2,731	235	
	計	523,000	582,952	59,952	
風 水 雪 害 特 約 分	契 約 者 数 (人)	38,191	38,525	334	
	現 職 組 合 員	10,412	10,146	△ 266	
	退 職 者 組 合 員	27,779	28,379	600	
	契 約 口 数 (口)	2,085,351	2,109,198	23,847	
	建 物	1,423,158	1,444,314	21,156	
	動 産	662,193	664,884	2,691	
		共 済 掛 金	311,121 ^{千円}	315,085 ^{千円}	3,964 ^{千円}
		特 約 共 済 金	232,787	250,335	17,548
		臨 時 費 用 等 共 済 金	42,564	47,202	4,637
		解 約 返 戻 金	315	475	160
	計	275,666	298,013	22,346	

(注) 表示単位未満は切り捨てて表示しています。(以下同じ)

自動車共済事業

区 分		3 年 度	4 年 度	比較増△減
契 約 者 数 (人)		62,569	63,487	918
現 職 組 合 員		43,209	43,670	461
退 職 者 組 合 員		19,360	19,817	457
契 約 台 数 (台)		95,925	99,034	3,109
普 通 ・ 小 型 乗 用 車		41,420	42,233	813
軽 四 輪 乗 用 車		33,535	34,876	1,341
自 動 二 輪 車 (原動機付自転車を含む)		20,970	21,925	955
共 済 掛 金		1,904,641 ^{千円}	1,963,896 ^{千円}	59,255 ^{千円}
共 済 金		889,264	988,531	99,267
解 約 返 戻 金		11,428	13,125	1,696
計		900,692	1,001,656	100,964

令和4年度 貸借対照表

令和5年3月31日現在

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	千円	(負債の部)	千円
現金及び預金	1,035,679	共済契約準備金	5,768,612
有価証券	37,819,279	その他共済負債	420,171
未収収益	147,955	未払費用	32,995
その他資産	371,588	その他負債	584,275
業務用固定資産	468,139	引当金	169,581
繰延税金資産	1,873,105	価格変動準備金	182,776
		負債合計	7,158,413
		(純資産の部)	
		組合員資本	36,821,163
		出資金	6,512,715
		法定準備金	6,578,906
		任意積立金	22,748,642
		当期末処分剰余金	980,898
		(うち当期剰余金)	(884,422)
		評価・換算差額等	
		その他有価証券評価差額金	△2,263,828
		純資産合計	34,557,334
資産合計	41,715,748	負債・純資産合計	41,715,748

令和4年度 損益計算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

科 目	金 額
経常損益	千円
経常収益	6,865,756
受入共済掛金収入	4,194,792
共済契約準備金戻入額	2,033,371
資産運用収益	632,874
その他経常収益	4,716
経常費用	5,611,795
支払共済金等	1,882,623
共済契約準備金繰入額	2,306,706
事業経費	1,403,432
その他経常費用	19,033
経常剰余金	1,253,960
特別損益	
価格変動準備金繰入	20,949
税引前当期剰余金	1,233,010
法人税等	351,639
法人税等調整額	3,051
当期剰余金	884,422
当期首繰越剰余金	62,599
異常災害特別積立金目的取崩	10,373
災害等見舞金積立金目的取崩	23,503
当期末処分剰余金	980,898

令和4年度 剰余金処分

科 目	金 額
I 当期末処分剰余金	980,898,816 円
II 当期処分額	
利用分量割戻金	—
火災共済基本分割戻金	
火災共済特約分割戻金	
自動車共済割戻金	
任意積立金	—
異常災害特別積立金	
災害等見舞金積立金	
自動車事故特別積立金	
III 次期繰越剰余金	980,898,816

令和5年度 収支予算

部	科 目	金 額	部	科 目	金 額
		千円			千円
収入の部	受入共済掛金収入	4,299,807	支出の部	支払共済金等	2,129,592
	共済契約準備金戻入	2,238,426		共済契約準備金繰入	2,579,000
	資産運用収益	477,065		事業経費	2,005,001
	その他経常収益	4,370		寄付金	5,000
	当期首繰越剰余金	980,899		価格変動準備金繰入	20,000
	災害等見舞金積立金目的取崩	200,000		予備費	1,261,974
	収入合計	8,200,567		法人税等	200,000
			支出合計	8,200,567	

令和5年度 共済事業計画

令和5年度の事業運営に当たっては、協同互助の精神に基づき組合員の生活の安定と向上に資するため、本部、支部が一体となって計画的かつ効率的な事業展開に努めることとしております。また、事業運営の一層の基盤強化を図るため、組合員の加入促進を積極的に行うとともに、組合員に対して適時適切な情報提供に努めるなど広報活動の充実に努めることとしています。各共済事業の目標は、次のとおりです。

(1) 火災共済事業	契約者数	132,000人
	契約口数	6,560,000口
(2) 自動車共済事業	契約者数	66,000人
	契約台数	103,000台

令和4年度 新規取扱市について

令和4年度中に次の支部が新たに取扱を開始されました。

区分	市	団体
火災共済	—	岩手県市長会、児玉郡市広域市町村圏組合、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合
自動車共済	由利本荘市、富士見市、恵那市、四日市市	奥州金ヶ崎行政事務組合、若狭消防組合、児玉郡市広域市町村圏組合、名古屋港管理組合、西知多医療厚生組合、岩国地区消防組合、福岡市住宅供給公社

組合員の皆さまへ 本会からのお願い

転居された場合は、必ず住所変更等の手続きをお願いします。

お引越し等で住所が変更になった場合や移転改築等で契約物件に変更が生じた場合は、速やかに住所変更等のお手続きをお願いいたします。本会では、お届けいただいているご住所宛に、重要なお知らせ、手続きに関するお知らせ等をご案内させていただいており、住所変更の手続きがなされていない場合は、重要な書類が届けできず、共済金をお支払いできない場合がありますので、必ずお手続きをお願いいたします。

なお、お手続きを頂く場合、現職の方は、支部でお手続きいただき、退職者の方は、本会へご連絡いただけますようお願いいたします。

「共済金が使える」などと勧誘する住宅修理業者に注意しましょう!!

近年、台風・豪雨・地震・大雪などの大きな災害の後には、災害に便乗した悪質な住宅修理業者が、電話や営業訪問で「火災共済を使って自己負担なく住宅の修理をしませんか。」「共済金請求の代行費用は、支払われた共済金で対応できますよ。」などと言葉巧みに契約や修繕を促し、高額な工事費用の請求や、契約をキャンセルすると高額な違約金を請求されるなどのトラブルが増えております。また、「老朽化した部分も、台風による災害として、共済金を請求しましょう。」などと、「支払い対象となる自然災害」とは関係ない部分を含めて、過大に共済金の請求を促すこともあります。そもそも老朽化、経年劣化による建物の損傷は、共済金支払の対象外であり、うその理由による共済金請求は、共済金詐欺に該当するおそれがあります。このような勧誘をする悪質な業者には、くれぐれもご注意ください。

クロスワードパズル (答)たんちょうづる

■	い	た	ま	え
ふ	■	い	げ	ん
な	い	る	■	そ
よ	た	■	お	う
い	ち	り	づ	か

ナンプレ (答)

3	2	6	9	4	1	7	5	8
4	5	1	3	8	7	9	6	2
7	8	9	6	2	5	4	3	1
9	1	7	5	3	4	8	2	6
8	3	2	1	6	9	5	7	4
6	4	5	2	7	8	1	9	3
2	7	4	8	5	3	6	1	9
5	9	3	4	1	6	2	8	7
1	6	8	7	9	2	3	4	5

<火災共済事業>

- 低廉な掛金で、大きな補償が受けられます。
- 多発する自然災害に対する補償充実のため、風水雪害特約共済への加入をお勧めしております。

1. 充実した補償内容

(1) 火災共済（基本契約）

建物	4,000万円	最高限度額
動産	2,000万円	合計 6,000万円

<共済金の支払い対象となる損害>

- ・火災、落雷、破裂・爆発、航空機の墜落、航空機からの落下物、車両の飛び込み、上層階からの水漏れ
- ・風水雪害（600万円限度）
- ・災害死亡（300万円限度）

(2) 風水雪害特約共済

風災、水災、雪災により、共済の対象である建物又は動産にそれぞれ20万円以上の損害を受けた場合、火災共済の風水雪害共済金（600万円限度）に加えて、風水雪害特約共済金（2,400万円限度）が支払われます。

2. 低廉な掛金額（1口当たり） <年額>

火災共済（基本契約） 補償額：1口当たり50万円	木造 300円 耐火造 200円
風水雪害特約共済	木造、耐火造とも 150円

3. 契約できる建物と動産

組合員及び扶養親族（生計を一にする3親等内の親族をいう。）が所有する建物、動産

4. 各種見舞金制度

地震災害見舞金、火災等災害入院見舞金、交通災害入院見舞金等をはじめとする各種見舞金も充実しています。

<自動車共済事業>

- 低廉な掛金で、対人賠償、対物賠償ともに無制限の補償が受けられます。
- 示談交渉サービス・24時間事故受付を実施しております。

1. 充実した補償内容

対人・対物賠償	無制限
自損事故傷害	1,500万円（注1）
搭乗者傷害	1,000万円（注2）
無共済等自動車傷害	2億円
他車運転特約	あり（注3）

（注1・3）自動二輪車（原付を含む）は除きます。

（注2）自動二輪車（原付を含む）は500万円。

2. 低廉な掛金額

<年額>

普通・小型乗用車	28,000円
軽四輪乗用車	17,000円
自動二輪車（原付を含む）	9,000円

※ 掛金は一律で、年齢区分、等級制度はありません。

3. 契約できる自動車

契約者、配偶者及び契約者と同居の親族が所有する自動車で、通勤、買物、レジャー等に使用している自家用の自動車です。

なお、ローン利用中の自動車、1年以上契約のリース自動車も契約できます。

4. 運転者の範囲

契約者、配偶者、契約者と同居の親族及び契約者の承諾を得て一時的に運転する者。（年齢制限はありません。）

5. 事故が発生したとき

事故処理サービスセンター又は事故受付専用ダイヤルまでご連絡ください。事故の大小、対人・対物事故にかかわらず、査定専門員が示談交渉を行います。

なお、事故・故障などでロードサービスを利用される場合のご連絡は、必ずロードサービス受付専用ダイヤルにご連絡ください。

6. 車両保険の加入を希望する方へ

本会では、車両共済は実施しておりませんが、「事故処理サービスセンター」が取り扱う民間の車両保険に、これまでの等級を引き継いで加入することができます。また、本会自動車共済利用者が新たに車両保険に加入される場合は、本会自動車共済契約に係る「加入歴」、「無事故歴」に基づく保険料の割引を受けることができます。

なお、車両保険に加入の際は、集団扱契約で、約5%の車両保険料の割引が適用されます。（年一括払）

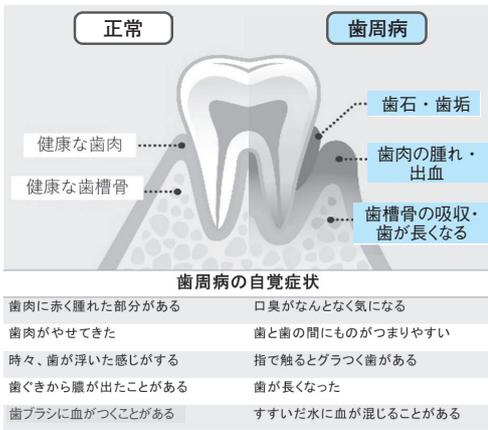
（注）支部の中には、一方の共済事業しか取扱っていない支部もありますので、ご確認ください。

歯周病について

東京女子医科大学附属八千代医療センター
 消化器外科 片桐 聡 (医学博士)
 歯科口腔外科 片岡 利之 (医学博士)

歯周病とは、歯を支える歯肉と骨が痩せる病気です(図1)。原因は歯と歯肉の境にたまった歯垢(デンタルプラーク)の中にある歯周病菌です。歯周病菌が歯肉に炎症を起こし(歯肉炎)、炎症が進行すると骨の吸収が進み(歯周炎)、歯が動揺したり膿の排出や口臭がみられるようになります。歯周病は抜歯に至る原因で最も多く、50歳台から歯の喪失は急速に進みます。歯周病は食習慣・歯磨き習慣・喫煙といった生活習慣と関連があるので生活習慣病の一つといわれます。

図1 厚生労働省 生活習慣病予防のための健康情報サイトより引用、著者改変。



近年、歯周病は全身のさまざまな病気に関わりのあることが分かってきました。糖尿病は高血糖が続くことでさまざまな合併症を引き起こす病気です

が、歯周病菌がインスリンの働きを低下させるため血糖値が下がりにくくなります。糖尿病の人は歯周病が悪化しやすいことも分かっており、双方は密接に関連しています。狭心症は心臓の筋肉に血液を送る動脈が狭くなり血流や酸素が届かなくなることでおこる病気、血管がふさがってしまうのが心筋梗塞です。血管が狭く硬くなった状態を動脈硬化といい、この動脈硬化を起こした血管から歯周病菌が見つかっています。肺炎は日本人の主な死因のひとつで、高齢者の肺炎の原因の一つは誤嚥性肺炎です。食道を通るべきものが誤って気道に入ってしまうことを誤嚥と言い、飲み込み(嚥下)にくくなったり、咳反射が弱くなった高齢者や寝たきりの人に多く発生します。誤嚥性肺炎は口の中の細菌が原因となるため、歯周病治療や口腔の衛生管理が予防に効果的です。その他に脳梗塞、関節リウマチ、慢性腎臓病、肥満、認知症、大腸がんなどは歯周病との関連性を指摘されており、今後の研究によってさらに明らかになっていくことが期待されています。

歯周病の予防は、1.丁寧な(効果的な)歯磨き、2.規則正しい食習慣、3.禁煙、4.ストレス対策、5.定期歯科検診です。初期の歯周病は痛みや出血がなく自分では気が付きにくいものです。1年に2回以上はかかりつけ歯科

医院で定期検診と口腔衛生管理を受けることが望まれます。定期歯科検診により歯の保有率が上がり、生涯医療費の下がること分かってきました。自分自身の歯の数が多い人は健康寿命も長く、自分の歯でよく噛むことは認知症の発症率を下げます。そこで、現在の歯科健診は学校歯科健診ですが、すべての国民に毎年の歯科健診を義務付ける『国民皆歯科健診』の導入が検討されています。

さて、新型コロナウイルス感染症を契機に、口腔ケアは感染症予防にも効果的であると注目されています。口のケアがおろそかになると健康を害し免疫力を弱めることにつながると考えられています。口腔バイオフィーム(細菌や微生物の共同体)は歯垢ばかりでなく、舌・口腔粘膜・咽頭・義歯に存在し、それぞれの部位のバイオフィームの構成細菌種は異なることが明らかになりつつあります。近年消費者の口腔ケアへの関心の高まりとともにオーラル製品コーナーが拡張されてきましたが、日本は諸外国と比較して洗口液の常用者率は低いことが分かっています。石鹸を付けて手を洗うように、シャンプーで髪を洗うように、洗口液で口腔を洗いましょう。口腔の中に占める歯の表面積は25%以下でその他は舌や咽頭などの口腔粘膜です。歯の表面のバイオフィームを除去する(⇒ブラッシング、歯磨き)だけでは口腔ケア(口腔バイオフィームへの対応)には不十分なのです。洗口液はすすぐだけの簡単な用法で口腔全体の細菌数を減らすことができます。洗口液の予防効果と有効性が証明されている使用法は、「10-20mLの洗口液で、1回30-60秒の洗口を、1日2回」です。(図2)

かかりつけ歯科医をもち、定期歯科検診を継続することで病気の発症リスクを減らし、要介護期間を短く、生涯医療費を削減できる可能性があります。歯周病対策と日々の生活習慣改善で健康で豊かな人生を送りましょう。

図2

～著者調べ～

成分	製品	メーカー
	リステリン	ジョンソン・エンド・ジョンソン
塩化ベンゼトニウム	ネオステリン グリーン(*)	日本歯科薬品
グルコン酸 クロロヘキシジン	コンクール F	ウェルテック
	CHX 洗口液	サンスター
セチルピリジウム (CPC)	モンダミン	アース製薬
	GUM・ORAFRE	サンスター
	ピュオーラ洗口液	花王

オーラルケア用品には、マウスウォッシュ(洗口剤)とデンタルリンス(液体歯磨)があります。

洗口剤には上記のほかにも多くの市販品があります。口腔バイオフィームの殺菌には医薬部外品を選択するとよいでしょう。各製品には数種のラインナップがあり、アルコールタイプで刺激が強いと感じる方やアレルギー体質や子供にはノンアルコールタイプを選ぶと良いでしょう。

化粧品には、口臭予防・ホワイトニング・保湿効果を謳ったものが含まれます。
 *ネオステリングリーンは医薬品です。医療機関からの処方箋が必要です。